はたして「祖国とは国語」であるのか

檜垣嗣子

1. はじめに: 「祖国とは国語」

藤原正彦著『祖国とは国語』が文庫化されたのは2005年12月(講談社刊は2003年、文庫は新潮社)、同年前月出版の『国家の品格』ほどではないにせよ、高い売り上げを記録した。あとがきによれば、『祖国とは国語』というこの題は「もともとフランスのシオランという人の言葉で、それを私の敬愛する今は亡き山本夏彦さんが引用したのを、あまりにカッコよいのでちゃっかり再引用したものである」。問題の引用は『文藝春秋』1997年5月号に発表された「祖国とは国語だ」(『完本文語文』文藝春秋、2000年)の結びにある。

「私たちは、ある国に住むのではない。ある 国語に住むのだ。祖国とは、国語だ。それ以外 の何ものでもない」。

これはシオラン著『告白と呪詛』(出口裕弘 訳、紀伊國屋書店、1994年)の一節¹で、「祖国とは国語」という表現がいわゆる「日本語の乱れ」への不安の中で魅力的に響いたのだろうか、2003年4月26日付朝日新聞朝刊一面をはじめ様々なところに引かれるようになった。教育の根幹をなすものとしての国語科目の重要性を訴えるため、さらにはナショナル・アイデンティティーのひとつの拠り所たる国語の教育充実と尊重を語るために引きあいに出される場合が多いようである。つまりシオランのこの言葉は、とある国にその構成員の使用を前提とした〈国語〉があらかじめ存在し、それを大切にする行為は祖国を尊ぶことに等しい、と受取られてい

るように思われる。「国に住むのではなく国語に住む」のであれば、たとえば日本語を母語とする人が主体的に他国の言葉を選んだ場合、その国を祖国とできるという解釈も可能なはずだが、そのような文脈で援用された例はまだ見ていない。

シオラン自身は、どのような意図でこの言 葉を発したのだろう? フランス語の原文は «On n'habite pas un pays, on habite une langue. Une patrie, c'est cela et rien d'autre. 》で、直訳 すれば「人は(ひとつの)国に住むのではない、 人は(ひとつの)言語に住むのである。祖国と はそれであり、他の何ものでもない」となる。 この一節に関し、ある対談で「自分のただひと つの祖国、それは自分を表現する言葉だとおっ しゃっていますね。そうすると、あなたにとっ て書くことは、いわば身分証明書のようなもの ですね」と聞かれたシオランは、「私は無国籍 者の身分を選びましたが、そういう私にとって、 言葉はもやい綱、土台、確実性です。人という のは国籍ではなく、言葉です。言葉を除けばす べては抽象と化し、非現実と化します。ですか ら、おっしゃる通り、言葉は祖国、そして私は 国籍を失いました」と答えている³。

シオランは1911年、当時まだハンガリー領だったトランシルヴァニア地方の村で東方正教会司祭を父として生まれたルーマニア人である。首都ブカレストやドイツの大学で哲学を学び、一時期は民族主義思想に傾倒した。1937年にフランスへ渡ると、1946年、母語および自らの過去と決別、以後はフランス語を表現手段に選び1995年にパリで没するまでその意志を貫いた。彼はフランス語で書く苦労について繰り返し語ると同時に、どこにも属さない「形而上的無国籍者」「アイデンティティーのない者」であることへの執着も好んで語っている。こうした発言を読めば、彼がフランスという国

明治学院大学 教養教育センター

連絡先:檜垣嗣子

〒 244-8539 横浜市戸塚区上倉田町 1518

tsugiko@t3.rim.or.jp

受理日: 2007年11月30日

家を前提とした国語としてのフランス語を選択したとも、また、母国ルーマニアの国語を祖国として懐かしんでいるとも思えない。現在日本でなされているような国語擁護論に彼の言葉を援用することの妥当性は自ずから判断できるだろう。

この誤解はそもそも原文の une langue が国 語と訳されたことに起因すると思われるが、な ぜそうしたことが起きたのか。ここには日本人 の一般的な言語観があらわれている気がして ならない。広辞苑は〈国語〉に、(1)その国にお いて公的なものとされている言語・公用語・自 国の言語という普通名詞の定義を与えると同時 に、(2)日本語の別称、(3)大和言葉という固有名 詞としての定義をし、また(4)国語科の略とい う意味も与えている。だが、〈国語〉の語義は もっと広くはないだろうか。たとえば『告白と 呪詛』の翻訳者は、他でも幾度か、国という政 治的制約のない一言語のことを〈国語〉で受け 直している。また、藤原の文章について、「言 語と認知あるいは言語と文化の関係についての 話が、いつの間にか〈国語〉と日本人の話題へ と移ってしまう (中略) つまり、普通名詞とし ての〈言語〉から固有名詞としての〈国語〉へ の転換が知らず知らずのうちに導入され、読者 を連れ去ってしまうのである」⁴とイ・ヨンスク が指摘しているように、〈言語〉と〈国語〉と の境界は意外なほど容易に越えてしまえるもの らしい。日本人の語彙の中で〈言語〉は専門的 色合いを帯びたものであり、〈国語〉はそれに 対する日常語という意識があるとも考えられ る。それは明治の学術用語導入期に由来する問 題であると同時に、時代をさらに遡れば国語を くにことばとも読み、〈お郷言葉〉と国家の言 語の両方を指し得る、この語の元々の意味範囲 の問題と考えることもできるのではないだろう か。近年、明治以後の国語成立や国語政策につ いては多くの研究がなされ、国語という語その ものの用法への批判も聞かれるようになった。 ところで、日本で〈言語 = 国語〉に近い認識が 一般にあるとしても、フランスでは langue を langue nationale へ自動変換するのは不可能で ある。それではフランスの langue nationale は どのようなものと認識されているのだろうか。

2. フランス語の LANGUE NATIONALE 化

日本語の〈国語〉に対応する言葉として、フランス語では一般にlangue nationale を用いる。広辞苑の(1)の意味に近いが、Trésor de la langue française では《Langue d'un groupe ethnique dont l'usage est reconnu légalement dans et par l'État auquel ce groupe appartient. ある民族集団の言語で、その集団が属す国内において、その国により使用が法的に認められているもの》と定義されている。形容詞national(e)、またその元となる nation の複雑な社会的・歴史的定義は置いて、langue nationale としてのフランス語がいつ誕生したのかを振り返ってみよう。

多くのフランス人が教科書等で学ぶフランス語関連の歴史トピックとしては、古いところでストラスブールの誓約(842年)、ヴィレール=コトレの王令(1539年)、アカデミー・フランセーズの創設(1634年)があげられるだろう。

ストラスブールの誓約はシャルルマーニュ の3人の孫のうち弟王2人が長兄ロテールに対 抗して東西フランク王国の間に結んだ外交文書 であり、兵や高官たちを前に王が相手国と自国 の俗語で演説をしたとされる。そのため通常文 書に用いられたラテン語ばかりでなく、「書き 言葉としてのフランス語の出生届 [□] と言われ るように現存する最古のフランス語が登場する のだが、ではそれが具体的にどこで誰がどのよ うに用いていた〈フランス語〉なのかという点 では様々な分析がある。だがここで重要なのは、 この誓約にあらわれる特定言語の使用範囲と国 家という政治的単位の関係で、すなわち後のフ ランス語・ドイツ語という言語をもとにした国 家概念が(時代は誓約がなされた時より多少下 るとしても)成立していたことにある。公用語 や国語という位置付けはまだないが、「ひとつ の言語にひとつの国」が具現したことは注目す べきである。

さて、その後も長く書き言葉のスタンダードであったラテン語にかえ、すべての公文書をフランス語で書くよう命じたのがヴィレール=コトレの王令であった。フランス語が「王権によって王国のいわば公用語」『に定められたとさ

れるこの王令は、しばしばフランスの言語政策 の始まりとして位置づけられる。確かに前述の ような説明を受ければ、現代人の感覚では、王 令を出したフランソワ1世の権力は非常に強 く、号令一下国中の使用言語が変更されたよ うな印象を持ちかねない。だが、もちろんこれ は王国の行政や司法にかかわる当時のエリート 層以外には無縁な、ベネディクト・アンダーソ ンの言葉を借りれば「官吏がみずからの便宜の ために使用する官吏のための言語」でしかなく、 現代的な意味合いでの langue nationale の起源 とは言えないが、国家による言語政策としては 無視できない。ヴィレール=コトレを考える 上で最大の問題は、当時、ラテン語がどの程度 使用されていたかという点で、それによって君 主が臣下にフランス語の使用を強制したのか、 あるいは君主がラテン語を解さない臣下の需要 に適応したのか、命令の意図がまったくかわっ てくる。歴史・社会・法などの各分野において 研究が進んだ近年では、ヴィレール=コトレ 以前にも同種の王令が繰り返し公布されていた こと、また法廷でのラテン語不使用・フランス 語使用はすでに地方でさえ常態化しつつあった ことが明らかであり、1539年の王令は現状を 追認しただけとも言われる。また「他のものでな くフランスの母語 langage maternel francovs et non aultrement |を使用することという表現 は、ラテン語を排除することが目的で地方諸語 を排した言語統一までは想定していなかったと みなす解釈もある。それではヴィレール=コ トレの王令10はフランス語史上なぜこれほど重 視されるのか。

ポール・コーエンは、16、17世紀の人文主義者たちがもっていた君主と言語の関係についての考え方から王令の神話化が始まったと分析する¹¹。彼らの多くは権力と言語の関係に興味があり、またギリシアやローマなど古代文明の歴史にそのあるべき関係を探した。言語転換は政治・社会・経済・文化の複合的コンテクストの中で生じると分析する者は一部にすぎず、当時の主な論調は、ローマのような強力な国家を後ろ盾とした言語は広く普及していくという単純なものであった。古代に規範を求める彼らは、フランス王国の領土拡大と内外でのフランス語

普及を国威伸張に結びつける。ヴィレール= コトレの王令に関する記述にも、君主の言葉を 強制するにせよ、臣下の言葉を採用するにせよ、 君主は言語政策に積極的に取り組むべきである とする彼らの姿勢が反映されていた。こうして 王令が果たした役割は実態より拡大され、その 上につくられた君主と言語、あるいは国家と言 語の関係にまつわるイメージは王令の神話化を 促した。コーエンによれば、その神話が17世 紀後半の絶対王政の時代に一人歩きをはじめ、 フランス全土での言語統一というあるべき方向 性を明確に示すこととなった。というのは、ユ マニストたちがかくあれかしと望んだ君主の言 語介入権を、その後強化された王権を背景に、 行政官たちが赴任先の地方で行使しようとした のである。ストラスブールの誓約と比べるなら ば、「ひとつの言語にひとつの国」から「ひと つの国にひとつの言語 | への転換が起きていた ことになるだろう。その際、アカデミー・フラ ンセーズの創設などで王の言語として確立・整 備され、18世紀にはリヴァロルの「フランス 語の普遍性について」(1784年)で有名な懸賞 論文募集そのものが象徴するように権威も獲得 するに至ったフランス語12の排除すべき相手は、 もはやラテン語ではなく、当時各地方で用いら れていた外国語やいわゆる俚語・方言だった。

どの言語を話すかよりもどの社会階級に属 しているかが問題であった王政下と異なり、革 命によって国民国家となったフランスでは初め て全国民の使用言語が問題となった。〈臣下〉 から〈市民〉となった各個人に、革命政府から 発せられる新たな法律の理解が求められたから である。革命当初こそ、国内で使用されるあら ゆる言語で誰もが等しく法を理解できるよう配 慮されていたが、反革命運動が地域語の使用と 結びつけられた¹³結果、急速に言語統一が指向 されるようになる。ルイ14世以来の国の原則 「ひとつの信仰、ひとつの法、ひとりの王」は「ひ とつの国民、ひとつの法、ひとつの言語」に置 き換えられた。国民公会議員バレールの「方言 とフランス語の教育に関する報告と法案 | (1794 年)には、国内外の上流階級が用いる〈普遍的〉 言語を今度は〈市民〉の〈自由〉の言語として 称揚し、共和国の価値観を媒介する言語として 普及させようという決意がみなぎっている。一方、グレゴワールによる調査の結果、フランス語を満足に話せる者が全国民の中でいかに少ないかも判明した。

とはいえ、言語統一を語る際にその言語の 使用者として想定される対象が、知識階級とい う一部の層から広がった意味は大きい。そして、 その社会の中である程度均質なコミュニケーシ ョンが求められた時、バリバールとラポルトが 述べたように「社会構造が歴史的に必要とした 結果としてのイデオロギー (ここでは nation の理想である langue nationale というイデオロ ギー)の形成」⁴が起きたと考えてもおかしくは ない。また当時は、実体としてのlangue nationale の存在がアンシャン・レジーム時代 の言語的・政治的慣行への回帰を不可能にする 条件のように考えられていたと、バリバールら は分析している。いずれにせよ「フランスは以 後ひとつの langue nationale を持つこととなる。 もはや16世紀のペルティエ・デュ・マンのよ うに、王の国から来た以上その者たちの話す言 葉はすべてフランス語である、王がその保証で ある、とは言えなくなった。この当時のイデオ ロギーによれば、nation は国境によって定めら れた単なる一空間ではなく、相互同意と共通の 価値観に基づくものでもあり、そしてまた langue nationale は自由の言葉なのであった。 今日標準化と呼ばれ、原則的には言語による国 民統合を達成するものとされるプロセスがこれ ほどうまく作用したことはかつてなかった」(傍 点筆者)¹⁵。langue nationale が旧制度に対抗す る自由の言葉であるならば、フランス共和国そ のものが langue nationale たるフランス語と一 体なのだと考えるのはそう難しいことではな い。ただ、こうして生み出されたlangue nationale の実体であるフランス語が民衆にあ る程度等しく普及するにはまだ遠い道程が残さ れていた。革命政府は各コミューンにフランス 語教師を派遣し学校の開設を提案するが、これ が実現するのは数十年先のことになる。

3. フランス語 =LANGUE NATIONALE の普及と〈危機〉

日本における近代的な教育制度は1872(明

治5)年の8月学制発布によって組織されたが、 その制度は主にフランスに範を仰いだとされ る。発足当時、尋常小学校に国語という教科は なく、習字、単語読、会話読、読本解意など複 数の科目が開設されていた。〈読ミ方〉〈綴リ方〉 〈書キ方〉〈話シ方〉の4領域をあわせ現在につづ く〈国語〉が成立したのは1900年である16。モ デルとなったフランスでは七月王政下の1833 年、初等教育に関する最初の重要な法(住民 500人以上のコミューンに小学校1校と教師1 名を備えるよう義務づけたギゾー法)が成立し ており、設置科目は道徳宗教教育、読み方、書 き方、フランス語と計算の基礎、計量法の5つ だった。〈読み方 lecture〉の達成目標はまずア ルファベットの各文字を知り、つづいてその組 み合わせと発音の規則をおぼえ、単語の識別と 意味の把握、それらの語の連なりである短い文 章を音読・理解すること。〈書き方écriture〉 ではペンの扱い方に始まり、細字・中字・太字 の練習、草書体やゴシックなどの異なる書体を 学ぶのだが、ギゾー法が施行された頃はこの科 目を省略する教師も多かったようだ。ペンや石 盤、黒板などの道具がなかなかそろわず、飾り 立てた文字を書く能力を社会もさほど求めてい なかったからである。ところが19世紀半ばに 商業が盛んになり、また大量生産の金属ペンが 羽ペンにとってかわると状況は一変、需要に応 じて装飾の少ない書体も考案された。とはいえ 書き方は読み方ほど重視されず、教育法も確立 されていなかったため、農村部を中心に相変わ らずおろそかにされがちだったという。〈フラ ンス語の基礎 éléments de la langue française〉 の内容は主に綴りと文法だが、発音矯正や質疑 応答なども含まれていた。品詞などの文法知識 をひたすら暗記し、ディクテーションで綴りを 練習したあと文法問題を行う、というのが通常 の授業内容だったらしい。上級になると作文を 行うこともあったが、「作文は特権階級のもの」 という大革命以前からの意識は根強く、目標と すべき水準や教育内容はなかなか決まらなかっ た。

現在使われている〈フランス語 français〉の 教科名は、無償・非宗教・義務という 3 原則に のっとった初等教育の再編を定めるフェリー法

制定(1881-1882年)期の法令に一度登場する が、例外的な使用にすぎなかった。フェリー法 によるフランス語関連科目は〈読み方・書き方〉、 〈フランス語、フランス文学の基礎 la langue et les éléments de la littérature française \(\mathcal{O} \) 2つで(〈文学の基礎〉ではラ・フォンテーヌ や、教科書用に執筆された『こども2人のフラ ンス一周』などの文章をもとに朗読や書写、解 釈を行っていた)、これらはやがて〈フランス 語 langue française〉に統合されていく。最終 的に教科名としての français が定着するのは 1920年代、定義がフランス語の辞典に載るの は1950年代になる。こうした一連の動きの中 で langue nationale という教科が一度として設 けられていないこと、また、移民に対するフラ ンス語教育の徹底が叫ばれる今日でも、教育現 場の用語が学習者本位の〈母語、第二言語、外 語としてのフランス語(FLM.FLS.FLE))であ ることは興味深い。一方、〈フランス語〉の構 成が決まるまで時間を要した原因に、他教科と の関連(前述の『フランス一周』には地理や歴 史教育の意図もこめられていた) や、道徳公民 教育の一端を担う傾向にある言語教育独特の問 題もあったことは見逃せない。

教科の成立がスムーズでなかったように、フランス語が唯一の教育言語として全国の学校で採用されるまでにも紆余曲折があった。コルシカ、アルザス、ロレーヌ、ブルターニュ、バスクなど、生徒たちにフランス語読本の内容を理解させるには各地域の言葉への翻訳を経なければならない地方もあったからだ。このような場合の地域語使用は、公教育開始後も長らく禁止されなかった。1851年、前年のファルー法制定に伴い「学校ではフランス語のみを用いる」という学則モデルが中央から全国に提示されたものの、これは法律による制限ではなく、適用状況も各県で異なっていたのである」。

フランス語を全国民に普及させる目的が前項で見たように政治的・社会的なものであるならば、普及促進への動きも国を取り巻く政治状況に当然左右される。大革命時に反革命思想の媒介物のようにみなされた諸言語への圧力は、ときどきのフランス国家と、周辺諸国や教会との関係によって変化した。第二帝政下で公教育

相を務め、フランス語化政策を押し進めたデュ リュイは、大臣在任中(1863-69年)の教会と の摩擦激化や退任後の普仏戦争敗北を受け、公 教要理を原則として土地の言葉で教える行為が 愛国心の育成を妨げるのだと非難し、ロレーヌ 地方併合の責任の一端まで「公教要理をドイツ 語で教えるよう教師たちに強制した | 同地の聖 職者たちに負わせている18。共和国の理念を媒 介するものとして普及が目指されたフランス語 は、もはや政治体制が変わっても国そのものと 不可分になっており、langue nationaleの使用 は祖国愛と一体になっていたのだ。正に「祖国 とは国語」である。祖国称揚については、普仏 戦争をはさんでフランス語読本に祖国の英雄的 人物を題材とする文章が増えたことからもうか がえる。それに反し、三度目の共和制下で、キ リスト教の聖人にまつわるエピソードは減って いく。初等教育関係の専門紙門に掲載された教 育理念をみても、1850年は「神・祖国・義務」で、 大革命期に神格化された〈祖国〉が神と並んで いるが、1871年の敗戦の年には神が消え、「良 識・道徳・祖国愛」と変わった。そして11年後、 祖国と祖国愛の地位は義務教育の非宗教化によ り不動のものになる。祖国と一体化したフラン ス語の価値はいかに大きなものであったこと か。

デュリュイは1864年、各県の視学官を対象に大規模なアンケート調査を行っているが、それに対して寄せられた回答のひとつに「地方特有語は徐々に廃れており、時と、またもっとも根深くもっとも野蛮な慣習にも打ち勝つcivilisationとによって、完全に消えるものと期待できる」という一文がある20。旧来の普遍的言語のイメージと、革命後につくられた進歩と啓蒙の言語という位置付けは、フランス語を国語として国内の言語同化に向かわせたのみならず、国境の外へ広めていく際の根拠ともなっていくだろう。

ところで、このように付加価値の増大したフランス語にも〈危機〉は叫ばれる。「教師たちが言うには、生徒たちの言葉に関する知識は減ってきており、もはやきちんと書くことができない」、「文学の理解に必要な知識が生徒たちに欠けてきている」²¹。1908年と1910年、いず

れも *Revue universitaire* 誌に掲載された文章 だ。20 世紀に入ったフランスで何が起きてい たのだろうか?

上記の批判は1902年の中等教育改革に向け られている。この改革は、ラテン語を学ばずに 修了できる課程を新たに設け、医学や法学など 伝統的に知的エリートのものであった分野に古 典教養を学ばずして進むことを許す内容だっ た。改革への抗議は伝統的教養教育の軽視を憂 うもので、実学教育を求める声に政府が応えた ことへの反発から起きたのである。ここで興味 深いのは、フランス語の地位が国語として向上 していたにもかかわらず、文化教養の媒介言語 としてはまだ完全な認知を得ていないと明らか になったことだ。日常レベルの読み書きができ ればよい初等教育と異なり、中等教育ではラテ ン語を介し客観的に見なければ真にフランス語 を学んだことにはならないと考えられていたの である。ラテン語学習の軽減がフランス語の危 機と認識されたのはそのためだった。もちろん 反論もあり激しい議論が交わされたが、危機説 は何年もつづいた。ブルジョワ階級の拡大によ って生徒数が増え、従来中等教育を受ける者に は必須だった古典文学の教養が共有されなくな っていたことも、知識層に危機感を抱かせた原 因のひとつにあげられるという。〈危機〉が言 語としてのフランス語学習ばかりでなく、フラ ンス人のもつべき教養にかかわる問題であった 点、また教育のマスプロ化も一因であった点に 注目したい。

使用者数そのものが減少するような場合にかぎらず、言語の〈危機〉はどこにでも起こる。20世紀初頭のフランスの〈危機〉は社会構造そのものの変化、社会が求める教育の変化、生徒の変化などを原因としていた。現在も英語の氾濫、国際社会におけるフランス語の地位低下、移民増加、地域語少数言語の擁護、教育レベルの低下など、やはり多岐にわたる敵役を得て警報が繰り返し発令されている。日常使っている言語の危機や再生を求める叫びは、誰もが具体的にイメージしやすいだけに、理科や算数の危機よりセンセーショナルに響きがちだ。だが、危機は本当に起きているのか、その正体は何か、原因はどこにあるのか、ひとつひとつ突き止め

なければ議論はできない。また日本の〈国語〉であれフランスの〈フランス語〉であれ、教科自体きわめて複雑に構成されたものである以上、危機が教育の場で起きているのであればそれはどの能力の問題なのか、あるいはまたその教科が担わされた価値観や知識教養の伝達状況が問題視されているのかも知る必要がある。一言語の危機が国家の危機と結びつけられるような場合はなおのこと冷静な分析が必要だろう。

4. 結び: 「祖国とは言語 |

初めに述べたように、シオランがフランス 語で執筆するようになったのは、フランスとい う国を祖国に選んだからではなかった。ではな ぜフランス語だったのか。上述のような、フラ ンス語にまつわる優れた言語というイメージゆ えか。言語の優劣を認める考えは、言語帝国主 義を可能にし正当化する言語イデオロギーのひ とつとなるが空、シオランは母語ルーマニア語 をフランス語より劣ると考えていたのだろう か。『告白と呪詛』(以下、出口訳より引用)に は、「フランス語。各種のあいまいな感情を、 微細な点にまで分け入って表現するのに、打っ てつけの国語」という一節と共に、「フランス 語を話す神。これはどうにか想像できる。キリ ストだと、もう駄目だ。キリストの言葉は、素 朴さや崇高さとまるで縁のない国語では、語れ たはずがない」など、フランス語への賛辞とは 言い難い言葉もある。「母語とは別の言葉で書 く、これは恐ろしい経験で、人は言葉について 考え、文章について考えることになる。ルーマ ニア語で書いていたときは、私はそんなことな ど考えもせず、ただ単純に書いていただけで、 そのとき、言葉は私とは別個のものではなかっ た。ところが、フランス語で書きはじめてみる と、あらゆる言葉が私の意識にこびりついては なれない。言葉は私の前に、私の外に、言葉の 巣にあり、私は『こんどはお前、こんどはお前』、 と言葉を探しにゆくわけです。(中略)現在でも、 あらゆるものから断ち切られた、根のない言葉 を、温室そだちの言葉を書いているような気持 ちですよ」³³。シオランが国語擁護・再生論を 支援したり、あるいは優位に立つ(と思われる) 言語に乗り換えよとする言語帝国主義的立場に

ないことはもはや明らかだ。彼の祖国である言語は日々格闘する相手に他ならない。

一方、シオランの選んだフランス語がフラ ンスにおいて〈国語〉化された過程は、日本の 国語成立よりはるかに長い年月を経てもなお、 「ひとつの国、ひとつの言語」が自明の理だと は容易に言えないことを示している。ひとつの 国に複数の言語が存在する、母国が国語ではな い、ひとつの言語が複数の国の国語である、そ のような状況は世界各地に見られる。「祖国と は国語」という言葉を受け入れ、感銘まで受け る素地が日本にあるならば、多くの人にとって 多様な言語使用の実態は想定されていないこと になろう。あるいは、言語ナショナリズムを無 意識に普遍化しているのだ。英語教育導入と国 語教育の兼ね合い、〈国語の乱れ〉〈国語の危機〉 の中で、「フランス語に誇りをもつフランス」 からやってきた「祖国とは国語」の言葉は言語 ナショナリズムに言わばお墨付きを与えた。フ ランス語を愛するフランス人として認知されて しまった感のあるシオランの心情を最後にもう 一度確認しておこう。

「人間と呼ぶに値する者に祖国はない。祖国、 それは鳥もちだ」²⁴。

注釈

- アフォリスム集であるため、この文章も前後との つながりはなく独立している。
- 2 CIORAN: Aveux et anathèmes, Gallimard, 1987, in Œuvres, Éditions Gallimard, 2003, p.1651.
- 3 1985年、エステール・セリグソンとの対談。金井 裕訳『シオラン対談集』法政大学出版局、1998年、 pp.166-167。
- 4 イ・ヨンスク「『国語』ということばの新しさ」(『月刊言語』2007年1月号、大修館書店、p.31)。また、藤原の国語観に関する指摘は安田敏朗著『統合原理としての国語』、三元社、2006年にも見られる。
- 5 Claude HAGÈGE: Le français, histoire d'un combat, Librairie générale française, 1998.
- 6 Renée BALIBAR: L'institution du français: Essai sur le colinguisme des Carolingiens à la République, Presses Universitaires de France, 1985, 工藤進著『ガスコーニュ語への旅』大学書林、1988 年他。
- 7 ベルナール・セルキリーニ著、瀬戸直彦・三宅徳 嘉訳『フランス語の誕生』白水社、1994 年
- 8 斎藤広信、ベルナール・レウルス著『もっと知り たいフランス』駿河台出版社、2006年、p.17。
- 9 ベネディクト・アンダーソン著、白石さや・白石 隆訳『増補想像の共同体 ナショナリズムの起源 と流行』NTT出版、1997年、p.82
- 10 同令は法廷での使用言語を定めたものとして有名 だが、関連条文は2項しかなく、全部で192の条 文の中には他に各地区の教会による洗礼簿記載の 義務化など重要な項目が含まれている。
- 11 Paul COHEN: L'imaginaire d'une langue nationale: l'État, les langues et l'invention du mythe de l'ordonnance de Villers-Cotterêts à l'époque moderne en France, in Histoire Épistémologie Langage 25/I, SHESL, 2003.
- 12 ベルリンのアカデミーが募集した懸賞論文のテーマは、(1)フランス語をヨーロッパの普遍的な言語としたものは何か、(2)フランス語は何故そのような特権に値するか、(3)フランス語はその地位を維持できると考えられるかの3つ。
- 13 「ヴェルシュ語、ガスコーニュ語、ケルト語、西ゴート語、ポーカイヤ語、オリエント語といった古い方言は、共和国の領土を構成する諸地方と市民たちの交流において若干の微妙な差異を形作っているが、それらの古い方言のうちで、われわれの観察したところでは、バ=ブルトン語と呼ばれる方言、バスク語、ドイツ語およびイタリア語が狂信と迷信の支配を永続化させ、僧侶や貴族や法律家の支配を確固たるものにし、革命が9つの重

- 要な県に浸透するのを妨げてきたし、さらにフランスの敵どもを利する恐れがある」(バレール「方言とフランス語の教育にかんする報告と法案」)コンドルセ他著、阪上孝編訳『フランス革命期の公教育論』岩波書店、2002年、pp.261-276。
- 14 Renée BALIBAR, Dominique LAPORTE : Le français national : Politique et pratiques de la lnague nationale sous la Révolution française, Éditions Hachette, 1974, pp. 112-113.
- Jacques CHAURAND, dir.: Nouvelle histoire de la langue française, Éditions du Seuil, 1999, pp.381-382.
- 16 ただし中学には国語学という教科があった。また 小学校教科の国語は1941年の国民学校令下では 国民科(国語、修身、国史、地理の統合科目)と なる。
- 17 たとえば 1836 年、ブルターニュ地方ロリアン郡の小学校則には「生徒は休み時間であってもブルトン語を話してはならず、下品な言葉を発してはならない。ブルトン語の書籍は一切持ち込みを禁ず」とすでに明記されていたが、地域語使用禁止の学則がこの地方に適用されたのは 1881 年だった。厳しい罰則などを伴うブルトン語排除措置がとられたものの、1938 年になっても「危険な遊びをしたり、生徒同士でブルトン語を話すことを禁ず」という規則を掲げる学校が存在している。cf. Fañch BROUDIC: Histoire de la langue bretonne, Éditions Ouest-France, 1999.
- 18 Pierre BOUTAN: 《 La langue des Messieurs》: Histoire de l'enseignement du français à l'école primaire, Armand Colin/Masson, 1996.
- 19 Manuel général de l'Instruction primaire 紙、上 掲書より引用。
- 20 ソンム県担当視学官からの回答。上掲書、p.77。
- 21 この項は Martine JEY:《Crise du français》 et réforme de l'enseignement secondaire (1902-1914) in Études de linguistique appliquée n° 118《La crise-du-français》, Didier Érudition, 2000 参照。
- 22 田中克彦「言語と民族は切り離しうるという、言語帝国主義を支える言語理論」(三浦信孝・糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店、2000年)に以下の3つの特徴があげられている:1)世界の言語には、未開のままにとどまった、おくれた言語と、進歩した言語のちがいがあるという主張;2)世界の諸言語は多様なすがたをとってはいても、その根底においては普遍的であるという主張;3)人間は、自らの意志によって母語をすて、よりすぐれた言語にとりかえることができ

- るという主張。
- 23 1977 年、フェルナンド・サヴァテールとの対談、 上掲『シオラン対談集』。
- 24 CIORAN: Écartèlement, 1979, 上掲書, p.1456.